

令和6年度

ECサイト活用補助金

新たにオンライン販売から電子決済までを一括して行うサイトの構築や利用に必要な経費の一部を補助します。

補助内容

対象者

中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で、本社、本店または主たる事業所を区内に有する者

対象経費

- ・独自ECサイト構築費用
- ・モール型ECサイトへの初期登録費用

補助率

対象経費の1/2

限度額

5万円

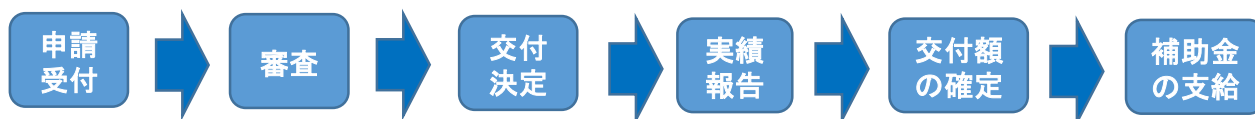
補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- ※ 国、地方公共団体その他の機関等が実施する類似の補助を受けているとき又は受けようとするときは、当該補助に係る金額を補助対象経費から除外します。
- ※ 初めてECサイトを構築又は利用開始する場合に限りです。
- ※ 既に構築又は利用開始しているものは対象となりません。
- ※ 令和7年3月31日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

申請方法

申請書に必要な書類を添えて、下記問合せ先に郵送してください。



提出書類

区所定の①ECサイト活用補助金交付申請書
②補助事業計画書③補助対象経費の金額および内容がわかるもの(見積書など)④ECサイト構築概要

- ※ 詳細は中央区ホームページをご確認ください。
[トップページ] → [しごと・産業] → [企業支援] → [補助金・助成金] → [ECサイト活用補助金]

【問合せ先】

〒104-8404
中央区築地1-1-1
中央区区民部商工観光課
中小企業振興係

【TEL】

03-3546-5487

【受付時間】

9:00~17:00(土日祝除く)